

令和4年7月27日

出産入院時の一部費用に係る消費税額の誤徴収について

この度、当院において、出産入院時の一部費用について、非課税とすべきところを誤って課税処理していたため、消費税額を誤徴収していたことが判明しました。ご迷惑をおかけしました皆さまに対し、心よりお詫びを申し上げます。

該当する皆さまには速やかに返金するとともに、今後はこのようなことがないように、院内における確認体制の構築などの再発防止に取り組んでまいります。

概要

当院が請求した出産入院に係る一部費用（室料差額）において、本来であれば消費税額を非課税として計算するところを誤って課税として計算していたため、消費税額を誤徴収していたものです。

対応方針

対象となる方には、個別にご連絡のうえ、誤徴収した消費税相当額に加えて、誤徴収によって生じた遅延損害金を速やかに返金いたします。（令和3年11月以降はすべて非課税での請求としておりますので、返金の対象外となります。）

また、当院で保管している書類等で特定できなかったものの、ご本人等からの個別のお申し出いただいたものについては、当時の関係書類により誤徴収の状況を確認の上、返金いたします。

本件に関して、お心当たりのある方、ご不明な点がある方は、当院会計課までご連絡をお願いいたします。

なお、返金に関するご案内にあたり、病院職員が電話等により口座の暗証番号をお聞きすることはありませんので、「なりすまし」にはご注意くださいようお願いいたします。

横浜労災病院 会計課会計係

電話番号：045-474-8111

受付時間：8:15~17:00（土日祝日を除く）